

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	マンション建替事業における事業の施行（個人施行）の認可の取消し
概要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(以下、「マンション建替法」という。)は、複数の区分所有者が存在するマンションの建替えを円滑に進めるため、建物の区分所有等に関する法律に基づいて管理組合の集会において建替えの実施を決定（建替え決議）した後の具体的な建替事業の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律に基づき、市長は、個人施行者がマンション建替法第99条第1項の規定による是正命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、個人施行者に対する建替事業の施行についての認可を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第99条第2項
処分基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （個人施行者に対する監督） 第九十九条 （第1項 省略） 2 都道府県知事等は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可を取り消すことができる。 （第3、4項 省略）
ホームページ	
備考	